



島根県報

令和元年5月17日（金）
第4号
 （毎週火・金曜日発行）
<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目次

【告示】

応急入院指定病院の指定	（障がい福祉課）	2
平成30年度地方の臨時種畜検査に合格した種畜	（畜産課）	2
保安林予定森林（2件）	（森林整備課）	2
保安林の指定	（　　〃　　）	3
森林法第189条の規定による告示及び掲示	（　　〃　　）	4
指定漁船調書の縦覧	（水産課）	4
小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可の申請期間	（　　〃　　）	5

【公告】

令和元年度毒物劇物取扱者試験の実施	（薬事衛生課）	5
-------------------	---------	---

【特定調達公告】

空港用5,000立級化学消防車の調達に係る一般競争入札の落札者等	（港湾空港課）	6
----------------------------------	---------	---

【選管告示】

個人演説会を開催することができる施設の指定の取消し		7
---------------------------	--	---

【人委告示】

令和元年度島根県警察官（大学卒）採用試験（第2回）の実施		7
------------------------------	--	---

【正誤】

平成31年4月25日付け島根県報号外第60号中	（人事委員会）	10
-------------------------	---------	----

告 示**島根県告示第19号**

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の7第1項に規定する精神科病院を次のとおり指定したので、告示する。

令和元年5月17日

島根県知事 丸山達也

名 称	所 在 地	指定年月日
社会医療法人正光会 松ヶ丘病院	益田市高津四丁目24番10号	平成31年4月1日

島根県告示第20号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定による平成30年度地方の臨時種畜検査に合格した種畜は、次のとおりである。

令和元年5月17日

島根県知事 丸山達也

種畜証明書番号	名前（登録・登記番号）	品 種	検査成績
11367248708	百合五月（全和黑原5927）	肉用牛 黒毛和種	1級

島根県告示第21号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和元年5月17日

島根県知事 丸山達也

1 保安林予定森林の所在場所

益田市美都町三谷386、387-2、389から404まで、389-1、389-2、397-1、400-1、411から417まで、414-1、415-1から415-4まで、416-1、416-2、421、422、422-1、445-1、445-2、445-5、446から450まで、450-1、457、486から491まで、488-1、542、543、1885-1、1885-2、1886、1892-1、1892-2、1894-2、1894-10、1894-12、1897、1899、1899-1、1900、1907、1907-1、1907-2、1908-1から1908-3まで、1968-1、1968-5から1968-7まで、1977、1977-1から1977-5まで、1978-1、1978-3、1978-4、1978-6、1909

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び益田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第22号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和元年5月17日

島根県知事 丸山達也

1 保安林予定森林の所在場所

江津市川平町南川上678

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び江津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第23号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和元年5月17日

島根県知事 丸山達也

1 保安林の所在場所

出雲市多伎町奥田儀1421

2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第24号

平成31年農林水産省告示第135号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を雲南市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和元年5月17日

島根県知事 丸山達也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明である通知の相手
雲南市加茂町延野625	速水 文太郎
雲南市加茂町延野626	速水 儀太郎

島根県告示第25号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

令和元年5月17日

島根県知事 丸山達也

1(1) 届出事項

ア 発起人の住所及び氏名

松江市秋鹿町4203 樋原英二

〃 西浜佐陀町905 門脇稔享

〃 鹿島町佐陀宮内645 新宮文雄

イ 加入区

宍道湖湖北加入区

ウ 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

宍道湖漁業協同組合

(2) 指定漁船調書の縦覧

ア 縦覧期間

告示の日から15日間

イ 縦覧場所

宍道湖漁業協同組合

2(1) 届出事項

ア 発起人の住所及び氏名

出雲市多久町689 渡部和夫

〃 園町2-1 田中幸夫

〃 鹿園寺町57 立石住義

イ 加入区

宍道湖平田加入区

ウ 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

宍道湖漁業協同組合

(2) 指定漁船調書の縦覧

- ア 縦覧期間
告示の日から15日間
- イ 縦覧場所
宍道湖漁業協同組合

島根県告示第26号

島根県漁業調整規則（昭和40年島根県規則第53号）第8条第2項（第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、小型機船底びき網漁業（手繰第二種漁業（えびびき網漁業））の許可又は起業の認可の申請期間を、令和元年5月17日から同月24日までと定めたので、同規則第8条第3項（第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

令和元年5月17日

島根県知事 丸山達也

公 告

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号の規定により、令和元年度毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施するので、毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号）第8条の規定により公告する。

令和元年5月17日

島根県知事 丸山達也

1 試験日時

令和元年11月26日（火）午後1時30分から午後3時30分まで

2 試験場所

松江会場 松江市東津田町1741番地1 松江合同庁舎 講堂（2階）

3 試験の種類

- (1) 一般毒物劇物取扱者試験
- (2) 農薬用品目毒物劇物取扱者試験
- (3) 特定品目毒物劇物取扱者試験

4 試験科目

試験は、次の科目について筆記試験により行う。

- (1) 毒物及び劇物に関する法規
- (2) 基礎化学
- (3) 毒物及び劇物（農薬用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法施行規則別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては同令別表第2に掲げる劇物に限る。）の性質、貯蔵、識別及び取扱方法

5 受験願書の請求先

島根県健康福祉部薬事衛生課（〒690-8501 松江市殿町1番地）に請求すること。郵送する場合は、封筒の表に「毒劇願書請求」と朱書し、82円に相当する額の切手を貼った、宛先明記の返信用封筒（定形郵便物として取り扱われるものに限る。）を同封すること。

なお、島根県ホームページから印刷することによっても入手することができる。

6 受験願書の受付期間

令和元年8月19日（月）から同月30日（金）まで

なお、郵送の場合は、簡易書留によることとし、8月30日までの日付の消印があるものを有効とする。

7 受験願書の提出先

島根県健康福祉部薬事衛生課へ提出すること。

8 提出書類

(1) 受験願書（毒物劇物取扱者試験規程（昭和26年島根県告示第200号）第1号様式によること。）1通

(2) 写真（出願前6月以内に撮影した正面上半身、脱帽、縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルのもの）を貼り付け、氏名及び撮影年月日を記載した受験票（毒物劇物取扱者試験規程（昭和26年島根県告示第200号）第3号様式によること。）1通

9 受験手数料

10,500円に相当する額の島根県収入証紙を受験願書の正本に貼り納めること。

この収入証紙には、消印しないこと。ただし、証紙の購入が困難である場合は、株式会社ゆうちょ銀行が発行する普通為替証書又は定額小為替証書により納めることができる。この場合、証書の受取人欄には、記載しないこと。

なお、納付された受験手数料は、原則として返還しない。

10 合格者の発表

令和元年12月24日（火）に島根県庁前の掲示板及び島根県ホームページに合格者の受験番号を掲載するとともに、合格者には合格証を交付する。

11 その他

(1) この試験についての問合せは、島根県健康福祉部薬事衛生課薬事・営業指導グループ（電話0852-22-5259）にすること。

(2) 障がいのある者等で受験時の支援を希望する場合は、相談に応ずるので、受験願書提出時に申し出ること。

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和元年5月17日

島根県知事 丸山達也

1 件名及び数量

空港用5,000立級化学消防車の調達 1台

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県土木部港湾空港課 島根県松江市殿町8番地

3 落札者を決定した日

平成31年4月26日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社出雲ポンプ 代表取締役 出雲 正樹 島根県益田市あけぼの東町14番地15

5 落札金額

154,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

- 7 特例公告を行った日
平成31年3月15日

選挙管理委員会告示

島根県選挙管理委員会告示第1号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号に規定する施設の指定を取り消した旨、益田市選挙管理委員会から報告があったので、同条第4項の規定により告示する。

令和元年5月17日

島根県選挙管理委員会委員長 津田和美

施設の名称	所在地	取消年月日
益田市立益田児童館	益田市幸町9番33号	平成31年2月22日
益田市立吉田児童館	益田市中吉田町494番地1	平成31年2月22日
益田市立高津児童館	益田市高津五丁目9番45号	平成31年2月22日
益田市立飯田児童館	益田市飯田町805番地	平成31年2月22日

人事委員会告示

島根県人事委員会告示第1号

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第18条の規定により、令和元年度島根県警察官（大学卒）採用試験（第2回）を次のとおり実施する。

令和元年5月17日

島根県人事委員会委員長 中村寿夫

1 受付期間

令和元年5月20日（月）から同年6月19日（水）まで

受付時間は、午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日及び日曜日を除く。）とする。郵送による場合は、6月19日（水）までの消印のあるものに限り受け付ける。インターネットによる場合は、6月17日（月）午後5時までに到着したものに限り受け付ける。

2 採用予定人員及び職務内容

採用区分	採用予定人員	職務内容
男性	6名	警察本部又は警察署に勤務し、個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持に当たる。
女性	2名	

（注） 採用予定人員は、変更する場合がある。

3 受験資格

次の(1)及び(2)を満たす者

(1) 年齢、学歴、資格等

採用区分	年齢・学歴・資格等
男性 女性	昭和61年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（島根県人事委員会が同等と認めるものを含み、短期大学を除く。以下「大学」という。）を卒業した者又は令和2年3月31日までに卒業する見込みの者

(2) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者

ア 日本の国籍を有しない者

イ 成年被後見人又は被保佐人（経過措置による準禁治産者を含む。）

ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

エ 島根県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験の日時、試験地、試験場及び合格発表

区分	日 時	試験地及び試験場	合格発表
第1次試験	令和元年7月14日（日） 受付時間 8：30～9：00	松江市 島根県職員会館 （松江市内中原町）	令和元年8月2日（金）に県庁前掲示板及び島根県人事委員会事務局ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に通知する。
	試験時間 9：30～17：00（予定）	浜田市 浜田警察署 （浜田市黒川町）及び 浜田市立石見小学校 （浜田市黒川町）	
第2次試験	令和元年8月25日（日）から8月27日（火）までのうち指定する日	松江市 島根県松江合同庁舎 （松江市東津田町） ※試験場は、変更する場合があります。	9月中旬（予定）に県庁前掲示板及び島根県人事委員会事務局ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に通知する。

5 試験の種目及び内容

区分	試験種目	内 容
第1次試験	教養試験 （180点）	警察官として必要な知識及び知能についての択一式による筆記試験（大学卒業程度）
	身体検査	警察官として職務遂行上必要な身体を有するかどうかの検査。なお、次の基準を満たさない者は、不合格とする。 ・視力 両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上 ・色覚 職務遂行に支障がないこと。 ・聴力 職務遂行に支障がないこと。 ・指及び関節 職務遂行に支障がないこと。 ・その他 握力及び肺活量が一定の基準以上であること。
	体力検査 （90点）	警察官として職務遂行上必要な体力を有するかどうかの検査 反復横跳び、腕立伏せ、立幅跳び、上体起こし、時間往復走を行う。
	特技加点 （30点）	別欄に掲げる対象特技（英語、柔道、剣道及び情報処理）の該当者に、程度に応じて一定点を加点する。
第2次試験	面接試験 （500点）	警察官としての職務遂行に必要な素質及び適性を有するか否かをみる目的での個別面接（事前に自己紹介書を提出）
	作文試験 （200点）	文章による表現力、思考力等についての試験
	適性検査	職務遂行に必要な適性の検査
	身体検査	職務遂行に必要な健康度を有するかどうかの検査（健康診断書の提出）

(注) 試験種目によっては、一定の基準があり、基準に満たない場合は、総合点にかかわらず不合格とする。

第1次試験の 加点対象特技	英語	
	ア 実用英語技能検定(英検)	準2級以上
	イ TOEIC	470点以上
	ウ TOEFL iBT	44点以上
	PBT	447点以上
	CBT	130点以上
エ 国際連合公用語英語検定(国連英検)	D級以上	
	柔道 初段以上(講道館認定)	
	剣道 初段以上(全日本剣道連盟認定)	
	情報処理 情報処理技術者試験(経済産業省認定の国家試験)の合格	
確認方法	対象特技を証明する書類(合格証書・段位証書等)の原本とその写し(A4判)を第1次試験受付時に提出する。 次のア又はイのいずれかに該当する場合は、加点しない。 ア 原本を第1次試験の受付時に提出できない場合 イ 提出された書類で必要事項が確認できない場合	

6 受験手続

(1) 申込書の交付

ア 申込書は、島根県人事委員会事務局、島根県庁本庁舎1階受付、島根県警察本部警務課、県内各警察署、隠岐支庁県民局、各県民センター及び県民センター各事務所、島根県東京事務所、島根県大阪事務所並びに島根県広島事務所で交付する。

イ 申込書を郵便で請求する場合は、封筒の表に「大卒警察官請求」と朱書し、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒(角形2号)を同封して、島根県人事委員会事務局宛て請求すること。

(2) 受験の申込み

申込書に必要な事項を記入し、島根県人事委員会事務局に提出するか、又は島根県人事委員会のホームページの申込画面からインターネットにより申し込むこと。申込書を郵送する場合は、封筒の表に「大卒警察官申込」と朱書し、簡易書留郵便にすること。

7 合格から採用まで

(1) 合格者は、警察官採用候補者名簿に登載され、任命権者(島根県警察本部長)がその中から採用者を決定する。

なお、採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から原則として1年間とする。

(2) 大学を卒業する見込みであることを要件として受験した者について、所定の時期までに卒業できなかった場合や、3の受験資格を満たさない場合は採用される資格を失う。

(3) 採用後は、巡査に任命され、島根県警察学校に入校し、6月間初任科教養を受けた後、島根県警察本部又は島根県内の各警察署に配置される。

8 給与

初任給は、平成31年4月1日現在、大学卒22歳で月額208,058円で、このほか給与条例等の定めに従い扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給される(大学卒業後の経歴を有する者については、その経歴に応じて給料月額を決定する。)

正

誤

平成31年4月25日付け島根県報号外第60号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ

箇所

誤

2

島根県人事委員会
告示第2号の2の
表中（試験区分機
械の職務内容の
欄）

島根県の諸機関に勤務し、建築物の電気設備等に関する設計・施工管理、県庁舎等の電気設備の保守管理、発電所等の電気設備の運転・保守管理又は防災行政無線設備の管理等の業務に従事

正

島根県の諸機関に勤務し、建築物の機械設備に関する設計・施工管理、県庁舎等の機械設備の保守管理、下水道終末処理場等の機械設備の運転・保守管理等の業務に従事